

▶保険税率改定表

区分		現行(※)	平成31年度 (2019年度)	2020年度	2021年度	平成30年度 国民健康保険税 賦課限度額(参考)
医療給付費分	所得割	5.65%	据え置き			580,000円
	資産割	27.72%	18.95%	9.24%	—	
	均等割(1人あたり)	27,500円	据え置き			
	平等割(1世帯あたり)	26,800円	据え置き			
後期高齢者 支援金分	所得割	1.65%	1.93%	2.21%	2.50%	190,000円
	資産割	3.00%	2.00%	1.00%	—	
	均等割(1人あたり)	8,300円	8,860円	9,420円	10,000円	
	平等割(1世帯あたり)	5,500円	5,950円	6,410円	6,870円	
介護納付金分	所得割	1.65%	1.76%	1.88%	1.99%	160,000円
	資産割	8.12%	5.49%	2.72%	—	
	均等割(1人あたり)	11,000円	据え置き			
	平等割(1世帯あたり)	7,800円	据え置き			

合計
930,000円
(年度により変更になることがあります。)

平成31年
4月から

2021年度に国民健康保険税の賦課方式を変更するため
国民健康保険の税率を改定します

平成31年度(2019年度)に資産割を賦課されていない被保険者の税率は、2021年度まで現行(※)と同率・同額です。

松田町では、国民健康保険税について、制度発足以来、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)で賦課(税金を割り当てて負担していただくこと)としています。平成30年度から国民健康保険制度が広域化し、その財政運営の責任主体は都道府県となりました。神奈川県も国民健康保険の保険者となり、県では、国民健康保険の賦課方式については3方式(所得割・均等割・平等割)を推奨しています。昨年10月に「松田町国民健康保険運営協議会」へ町長からの諮問(意見を求めること)を行い、11月にその答申を受け、12月町議会定例会へ賦課方式の変更等について提案し、議決を得ましたので、2021年度の資産割廃止に向けて、資産割を段階的に引き上げていきます。なお、経過措置として、今後、後期高齢者の人口が増加することや介護給付費が伸びていくことから、国民健康保険税の一部、後期高齢者支援金分と介護納付金分を段階的に引き上げてまいります。税負担の平等性から、被保険者の皆さんにはご負担をおかけする場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、平成31年度(2019年度)に資産割を賦課されていない被保険者の国民健康保険税率は、平成29年度の税率(現行)のままとし、2021年度まで据え置きとなります。

【問い合わせ】町民課 国保年金係 ☎(83)12225



2019年7月 小田原市新斎場 一部供用開始 新使用料が決定しました



バリアフリー化およびプライバシーに配慮した施設に生まれ変わります

小田原市斎場 (小田原市久野3664番地の8)

- ◆構造：鉄骨造地上2階建て
- ◆延床面積：2,908.8平方メートル ◆火葬炉数：9基
- ◆各階の構成
1階 エントランスホール、お別れ室、炉室、会議室、事務室など
2階 待合室、待合ホール、売店、キッズルームなど
※動物用の火葬炉はありません

▼小田原市斎場使用料 市内居住者等

※市内居住者等：住所が小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町にある方

使用区分		単位	市内居住者等※ 改定後使用料(新斎場) 2019年7月1日から	市外居住者(現在) 改定前使用料 2019年6月30日まで
火葬室	12歳以上の者の死体	1体	12,000円	38,000円
	12歳未満の者の死体または死胎	1体	6,000円	19,000円
	臓器等	1室	2,000円	6,000円
遺体安置室		1室	3,000円	8,000円
待合室(2室以上使用する場合における2室目以降のものに限る。)		1室	5,000円	—

使用料全額が自己負担に

これまで町では、小田原市斎場の使用に対し、1体につき3万2000円(12歳未満の者の死体または死胎は、1体につき1万6000円)を補助してまいりました。7月1日の供用開始からは松田町民は「市内居住者等」に含まれ、2市5町同一の使用料となり、使用料全額をご負担いただきます。小田原市斎場広域化事務として、松田町は小田原市に斎場についての事務を委託することになります。

なお、7月1日から、小田原市新斎場を除く他の斎場を使用したときには、12歳以上の者の死体1体につき2万7000円(12歳未満の者の死体または死胎は1体につき1万3500円)を限度に補助します。

【問い合わせ】町民課 窓口サービス係 ☎(83)12225

【問い合わせ】町民課 窓口サービス係 ☎(83)12225